

世田谷区養育費強制執行等助成事業 よくあるご質問（FAQ）

令和8年9月1日時点の情報で作成しています。
今後の状況により、内容が変更となる場合があります

対象者

Q 子どもが区外にいる場合でも助成対象？

助成対象です。
ただし、申請時に本事業の対象要件のひとつである「子を現に扶養していること」の確認をさせていただきます。

対象者

Q DV等で世田谷区へ逃げてきた場合は助成対象（区外に住民票あり）？

DV等のやむを得ない事情がある場合は、世田谷区に居住しているのであれば助成対象です。
ただし、住民票のある自治体へ同助成金の交付を受けていないか確認させていただく場合があります。

対象者

Q 法テラスの免除申請をしている間は申請可能？

申請できません。
審査の結果免除対象外となった場合は、子ども家庭課（03-5432-2569）へお問合せ下さい。

対象者

Q 法テラスの立替金の猶予となった場合は、申請可能？

猶予が申請前に終了して入れば可能です。申請にあたっては、申請時点において「猶予になっていないこと」、「法テラス立替金の支払いが開始していること」が必要です。

対象経費

Q 令和6年3月31日に支払った費用は対象？

対象外です。
令和7年4月1日以後に支払った費用のみ対象です。
（同日以後に強制執行の申立て等が決定している場合に限る）

対象経費

Q 添付書類の取得費用は具体的にどのようなものが対象となる？

- ・ 戸籍謄本発行手数料
- ・ 住民票発行手数料
- ・ 送達に係る費用
- ・ 送達証明書発行手数料
- ・ 執行分付与に係る費用
- ・ 確定証明書発行手数料

対象経費

Q 費用が裁判所や弁護士から返還されたらどうしたらいい？

返還書をご提出の上、対象費用から当該費用を差し引いた額を申請してください。

対象経費

Q 申請の都度上限15万円（着手金等10万/実費5万）で申請できる？

対象経費の上限額は、助成回数に関わらず15万円です。1回目の申請で上限に達した場合は、2回目の申請時の支給額は0円となります。

申立て

Q

令和6年3月31日に強制執行の申立てが決定した場合は、助成対象？

助成対象外です。
本事業は、令和7年4月1日以後に行った強制執行申立て等に係る費用のうち、同日以降に支払った費用を対象としています。

申立て

Q

3回目の申請をするんだけど、前回の実施決定日から1年以内であれば助成対象？

助成対象外です。
3回目の申請の場合、2回目の申立てではなく、1回目の申立ての実施が決定された日が基準となります。

申立て

Q

法テラスの立替金の償還が免除となった場合は対象となる？

助成対象外です。
対象経費に関わらず、本助成金と免除を併用することは出来ません。

申立て

Q

令和7年3月31日以前に財産開示手続きや第三者からの情報取得手続きの申立てをし、4月に入ってから強制執行等を行った場合、すべての手続きが助成の対象となる？

- 令和7年3月31日以前の財産開示手続きや第三者からの情報取得手続き
→ 助成対象外
- 令和7年4月以後の強制執行等
→ 令和7年4月1日以後に支払った助成対象経費のみ対象

申請

Q

申請書類は原本を提出しなければならない？

コピーでの提出で問題ございません。

申請

Q

交付決定を受ける前に申請内容に誤りがあつたことに気づいた場合はどのようにすればよいか。

子ども家庭課（03-5432-2569）へお問合せ下さい。

申請

Q

領収書をなくしてしまった場合、その金額分を申請可能？

出来ません。
その金額を支払った根拠資料として必要です。

Q